

令和5年度 集団指導

～日中活動系サービス編～

～対象サービス～

生活介護・自立訓練・就労移行支援
就労継続支援・就労定着支援

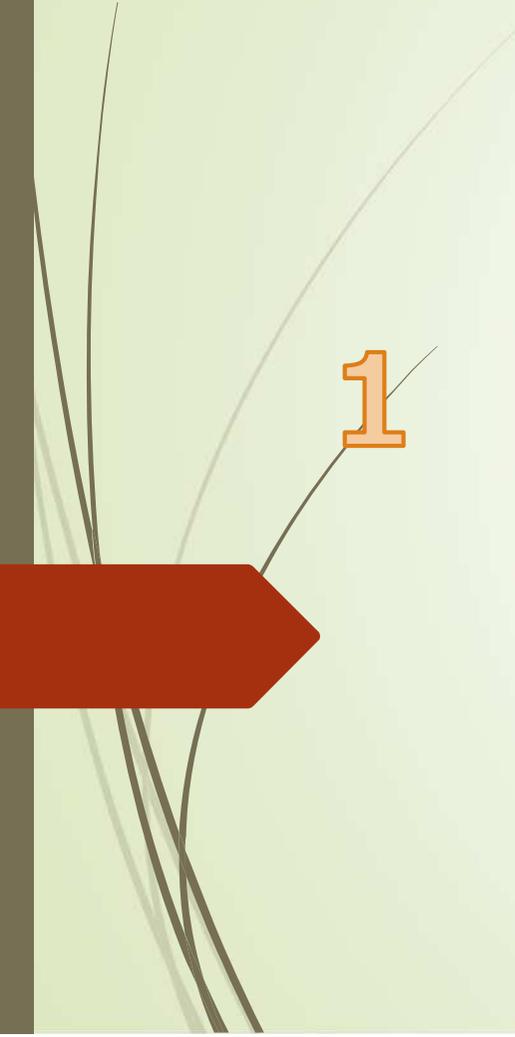
練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

- 1 事故が発生した場合の対応
- 2 福祉専門職員配置等加算について
- 3 関係法令等



1 事故が発生した場合の対応

事故発生時の対応に係る基準

都条例
第40条（準用）

- ▶ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ▶ 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- ▶ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

指摘事例 1 事故発生時の連絡・報告が不十分

【主な指摘事項】

- × 報告対象事故について、報告をしていない。

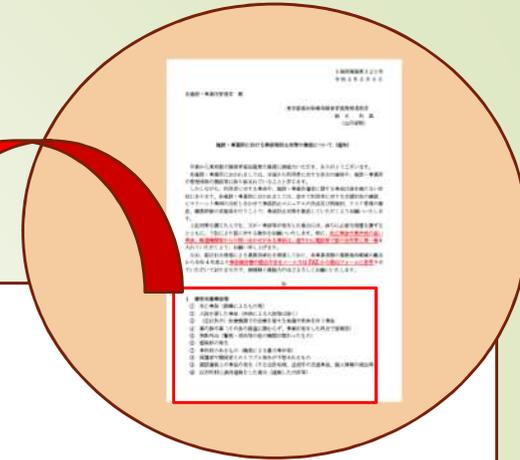


- ▶ 都通知で示されている報告対象事故については、電話等で第一報を入れるとともに、事故報告書を提出する必要があります。

注意

報告対象事故等は、更新される場合があります。
報告先により、事故報告書の提出方法が異なります。

都通知（令和5年度）



1 報告対象事故等

死亡事故（誤嚥によるもの等）

入院を要した事故（持病による入院等は除く）

（ 以外の ）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故

薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）

無断外出（警察・消防等のほかの機関が関わったもの）

感染症の派生

事件性のあるもの（職員による暴力事件等）

保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの

施設運営上の事故発生（不正会計処理、送迎中の事故、個人情報流出等）

区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）

その他特に報告の必要があると施設が判断したもの

詳細は、資料1をご確認ください。

報告書の提出方法

	東京都	練馬区
提出方法	<u>入力フォーム</u> (東京共同電子申請 ・届出サービス)	郵送等
提出先	【生活介護・自立訓練】 <u>施設サービス支援課</u> <u>障害者支援施設担当</u> 【就労移行・就労継続・就労定着】 <u>地域生活支援課</u> <u>就労支援担当</u>	当該利用者を担当する <u>総合福祉事務所</u> または <u>保健相談所</u>

詳細は、資料2をご確認ください。

指摘事例 2 事故発生時の連絡・報告が不十分

【主な指摘事項】

- × 必要な報告先に漏れがある。



- ▶ 当該利用者家族等への報告のほかに、都道府県および区市町村に連絡・報告する必要があります。

注意

報告書は東京都、練馬区それぞれ参考様式があります。
報告書を提出する際は、宛名の確認を忘れずに！！

報告書の参考様式

東京都 東京都障害者サービス情報

書式ライブラリー

A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等
15事故防止・虐待防止通知

練馬区 練馬区公式ホームページ

保健・福祉
障害のある方
事業者向け

障害福祉サービスにおける事故報告について

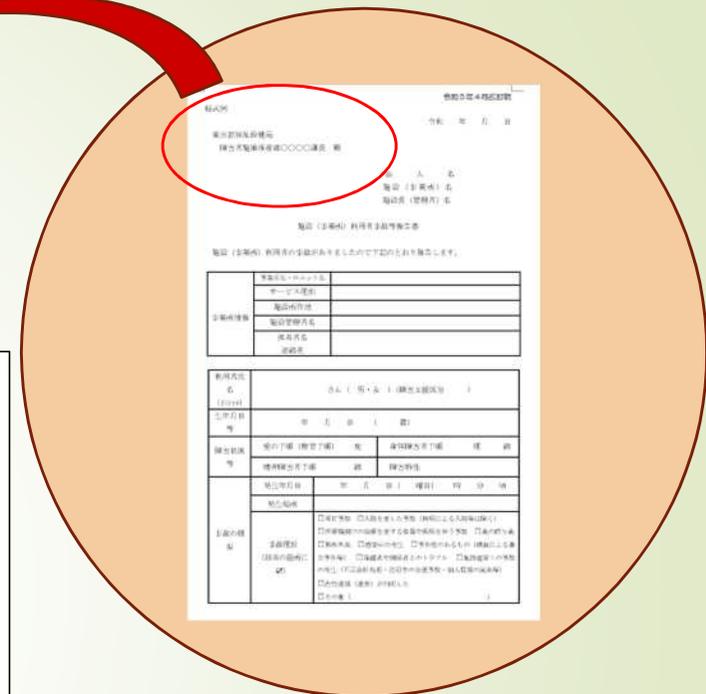


報告書の宛名

様式例

東京都福祉保健局

障害者施策推進部〇〇〇〇課長 殿



正しい提出先になっているか確認!!



トピックス～東京都の入力ホームへ～

練馬区公式ホームページ「障害福祉サービスにおける事故報告について」のページからでも、東京都の入力ホームに進めますので活用してください。

資料2参照

報告先（事故報告書提出先）

事故報告書を東京都（〇〇課長）および練馬区（練馬区長）に提出してください。

（注意）死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせがある事故は、速やかに電話等で都の各所管に第一報をお願いいたします。

東京都

サービスによって提出先が異なります。連絡先等の詳細は、事故防止通知（東京都通知）をご覧ください。

（注意）令和4年度より、東京都の事故報告書は入力フォームによる提出に変更となりました。

報告先

サービス種別	報告先
障害者支援施設 生活介護	施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話：03-5320-4156 https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=16499273

ここから、
進めます



2 福祉専門職員配置等加算 について

指摘事例 加算に係る人員配置が不足

【主な指摘事項】

- × 福祉専門職員配置等加算（ ）（ ）の算定に必要な資格者が不足し、加算要件を満たしていない。
- × 加算要件を満たさないまま、算定を続けている。



- ➡ 福祉専門職員配置等加算（ ）（ ）を算定する場合、直接処遇職員として**常勤**で配置されている従業者の総数のうち、**有資格**（**社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師**）の従業者を、各加算の**割合**に応じて配置していることが必要である。

指摘事例 加算に係る人員配置が不足

注意

人事異動や退職等に伴う、有資格者の割合の変化を注視！
配置転換が行われる都度、要件を満たすか確認！
要件を満たさない場合は、請求をしない！
東京都に変更を届け出ることを忘れずに！

- 複数サービスを併設する事業所に、散見されます！！
- 定年等で再任用職員となり、常勤から非常勤に変更となり算定に入れられなくなっていた事例も！！

直接処遇職員とは？



生活訓練	生活支援員
自立訓練 (機能訓練)	生活支援員 共生型自立訓練(機能訓練)従業者
自立訓練 (生活訓練)	生活支援員 地域移行支援員 共生型自立訓練(生活訓練)従業者
就労移行支援	職業指導員 生活支援員 就労支援員
就労継続支援 A型・B型	職業指導員 生活支援員

各加算条件は？



福祉専門職員 配置等加算 ()	直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、有資格者の割合が <u>35%以上</u>
福祉専門職員 配置等加算 ()	直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、有資格者の割合が <u>25%以上</u>
福祉専門職員 配置等加算 ()	次のいずれかに該当する場合 ア 全直接処遇職員（非常勤含む）のうち、 常勤の割合が <u>75%以上</u> イ 常勤の直接処遇職員のうち、 3年以上の 従業者の割合が <u>30%以上</u>

各加算条件



福祉専門職員
配置等加算
()

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、有資格者の割合が35%以上

例

事業所職員

約66%

常勤
有資格

常勤

常勤
有資格

常勤

非常勤

非常勤

直接処遇職員

目標工賃達成指導員

調理員

その他従業者

各加算条件

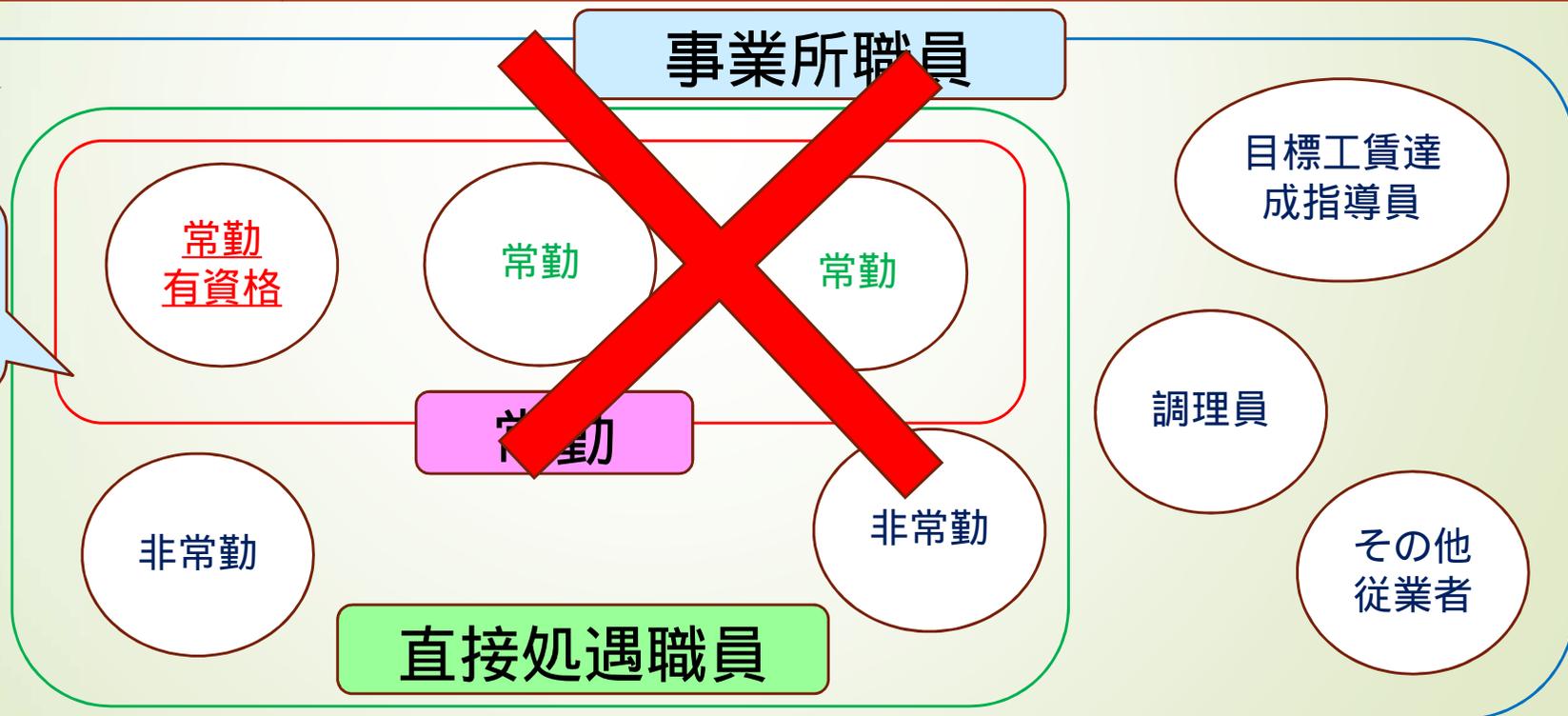


福祉専門職員
配置等加算
()

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、有資格者の割合が 35%以上

例

約 33%

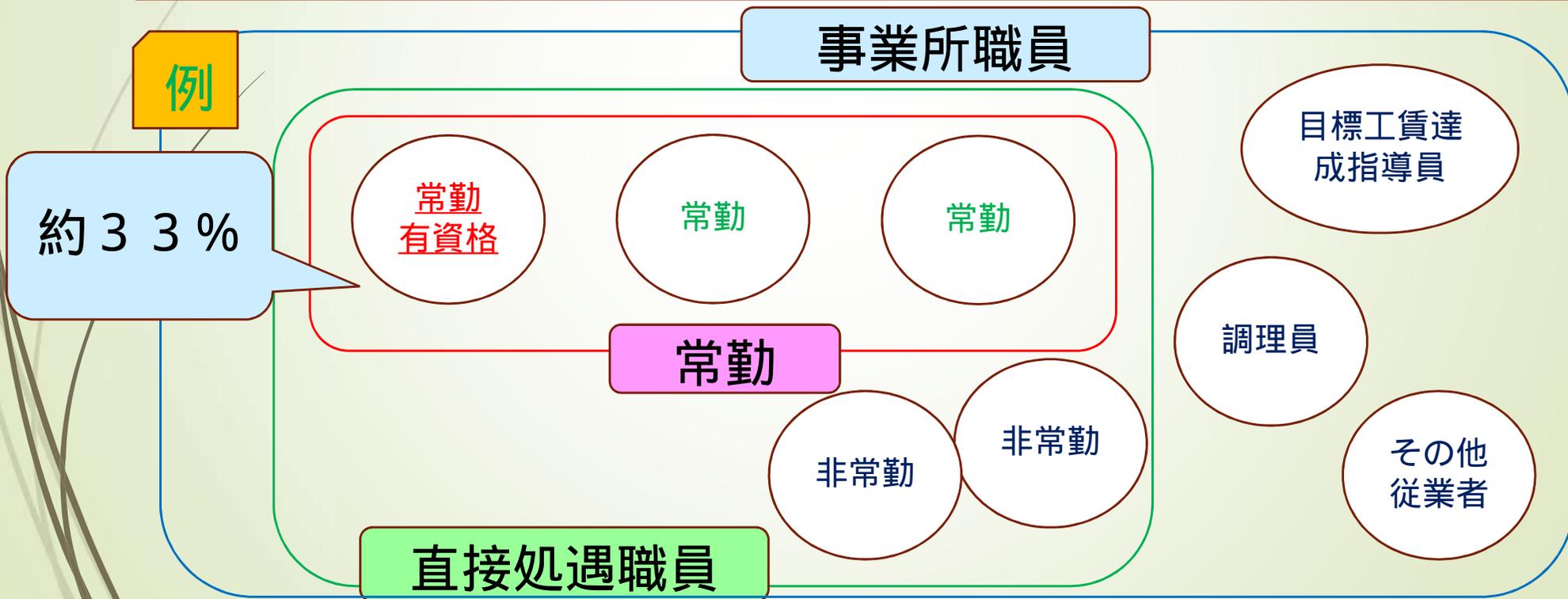


各加算条件



福祉専門職員
配置等加算
()

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、有資格者の割合が 25%以上



各加算条件



福祉専門職員
配置等加算
()

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、**有資格者の割合が25%以上**

例

事業所職員

常勤から
非常勤に
変更

常勤
有資格

常勤

常勤

常勤

非常勤
有資格

非常勤

非常勤

目標工賃達成指導員

調理員

その他従業者

直接処遇職員

各加算条件



福祉専門職員配置等加算 ()

福祉専門職員
配置等加算
()

ア 全直接処遇職員（非常勤含む）のうち、
常勤の割合が 75%以上

例

常勤

常勤

常勤

常勤

常勤

80%

非常勤

直接処遇職員

各加算条件



福祉専門職員配置等加算 ()

福祉専門職員
配置等加算
()

イ 常勤の直接処遇職員のうち、**3年以上の
従業者の割合が30%以上**

例

常勤

約33%

常勤
3年
以上

常勤

常勤

非常勤

非常勤

直接処遇職員

3 関係法令等①

～ 法令～

障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

～ 指定基準・運営基準～

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例 【[都条例 第155号](#)】

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例施行規則 【[都規則 第175号](#)】

～ 解釈通知等～

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び
運営に関する基準について【[障発第1206001号](#)】

障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて
【[障発第1206002号](#)】

3 関係法令等②

～報酬告示～

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第523号](#)】

～留意事項通知～

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第1031001号](#)】

～関係通知～

「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について
(平成25年1月15日社援発0115第1号)

就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について
(平成18年10月2日障障発第1002003号)

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日障障発第0402001号)

- 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について(平成29年3月30日障障発第0330第4号)
- 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて(平成30年3月2日障障発第0302第1号)